

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2021年2月10日

【四半期会計期間】 第92期第3四半期(自 2020年10月1日 至 2020年12月31日)

【会社名】 ニッタ株式会社

【英訳名】 Nitta Corporation

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 石 切 山 靖 順

【本店の所在の場所】 大阪市浪速区桜川四丁目4番26号

【電話番号】 06 6563 1211

【事務連絡者氏名】 執行役員 経営管理担当 木 下 一 成

【最寄りの連絡場所】 大阪市浪速区桜川四丁目4番26号

【電話番号】 06 6563 1211

【事務連絡者氏名】 執行役員 経営管理担当 木 下 一 成

【縦覧に供する場所】 ニッタ株式会社東京支店
(東京都中央区銀座八丁目2番1号)

ニッタ株式会社名古屋支店
(名古屋市中村区名駅南一丁目17番23号)

株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第91期 第3四半期 連結累計期間	第92期 第3四半期 連結累計期間	第91期
会計期間	自 2019年4月1日 至 2019年12月31日	自 2020年4月1日 至 2020年12月31日	自 2019年4月1日 至 2020年3月31日
売上高 (百万円)	63,115	57,003	83,861
経常利益 (百万円)	5,839	4,364	7,543
親会社株主に帰属する 四半期(当期)純利益 (百万円)	4,827	3,406	6,148
四半期包括利益又は包括利益 (百万円)	3,812	3,250	4,382
純資産額 (百万円)	105,252	106,139	105,387
総資産額 (百万円)	130,459	130,980	129,922
1株当たり四半期(当期) 純利益 (円)	165.42	118.67	210.97
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益 (円)			
自己資本比率 (%)	80.2	80.5	80.6

回次	第91期 第3四半期 連結会計期間	第92期 第3四半期 連結会計期間
会計期間	自 2019年10月1日 至 2019年12月31日	自 2020年10月1日 至 2020年12月31日
1株当たり四半期純利益 (円)	49.74	63.22

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
3. 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2 【事業の内容】

当第3四半期連結累計期間において、当社及び当社の関係会社が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第3四半期連結累計期間において、当四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項の発生又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」について重要な変更はありません。

なお、重要事象等は存在していません。

2 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当社グループ(当社及び連結子会社)が判断したものであります。

(1)財政状態及び経営成績の状況

経営成績

当第3四半期連結累計期間における世界経済は、早期に新型コロナウイルスの感染拡大を抑え経済活動を再開した中国では景気の回復が見られましたが、欧米では依然として感染拡大が継続しており、回復するまでには時間を要する見通しです。

また、国内経済は4月から5月にかけての緊急事態宣言解除後は、一部回復の兆しを見せていましたが、年末にかけて新型コロナウイルスの感染が再拡大し、依然先行きが不透明で厳しい状況が続いております。

当社グループの主要需要業界におきましては、物流業界向けや半導体業界向けの需要は引き続き堅調に推移し、自動車業界向け等の需要も回復傾向にあるものの、工作機械業界向け等の需要については依然として低調でした。

このような事業環境下、当社グループの当第3四半期連結累計期間における連結売上高は、570億3百万円と前年同期比61億1千1百万円減(9.7%減)となりました。損益面におきましては、出張や各種活動の自粛などによる経費削減に努めましたが、売上の減少に伴い営業利益は20億8千万円と、前年同期比6億8千8百万円減(24.9%減)となりました。

また、経常利益につきましては、自動車業界向けの需要悪化や持分法適用会社であるゲイツコアCO.,LTDの解散に伴い持分法による投資利益が減少したことにより、43億6千4百万円と前年同期比14億7千5百万円減(25.3%減)、親会社株主に帰属する四半期純利益は34億6百万円と、前年同期比14億2千万円減(29.4%減)となりました。

セグメントの業績は、次のとおりです。

ベルト・ゴム製品事業

ベルト製品は、国内では、物流業界向けや半導体業界向けが堅調に推移しましたが、金融機器向けや工作機械向けが低調でした。海外では、物流業界向けが好調でした。

以上の結果、売上高は185億5千6百万円と、前年同期比17億9千万円減(8.8%減)となり、セグメント利益(営業利益)も13億1千4百万円と前年同期比2億4千2百万円減(15.6%減)となりました。

ホース・チューブ製品事業

ホース・チューブ製品は、国内、海外ともに、半導体製造装置向けは堅調に推移しており、自動車向けや建設機械向けでは第3四半期に回復が見られるものの累計では依然として低調でした。

以上の結果、売上高は186億4千1百万円と前年同期比37億2千1百万円減(16.6%減)となり、セグメント利益(営業利益)は、4億3千7百万円と前年同期比5億8千9百万円減(57.4%減)となりました。

化工品事業

化工品事業製品は、国内では、鉄道車両向けは堅調でしたが、産業資材や防水資材、建設資材製品が低調でした。海外では、OA機器向けの需要が低調でした。

以上の結果、売上高は91億6千3百万円と前年同期比7億8百万円減(7.2%減)、セグメント利益(営業利益)は1億1百万円と前年同期比7百万円減(6.7%減)となりました。

その他産業用製品事業

空調製品は、測定器の需要が堅調でしたが、新規建築物件、リピート物件共に低調でした。感温性粘着テープは、電子部品製造向けが堅調でした。

以上の結果、売上高は80億2千4百万円と、前年同期比1億2千7百万円増(1.6%増)となり、セグメント利益(営業利益)も2億1千1百万円と、前年同期比1億2千9百万円増(159.8%増)となりました。

不動産事業

売上高は6億3千4百万円となり、セグメント利益(営業利益)は2億3千6百万円と前年同期比7百万円減(3.2%減)となりました。

経営指導事業

経営指導の売上高は10億3百万円となり、セグメント利益(営業利益)は、9億1千6百万円と前年同期比1千8百万円増(2.0%増)となりました。

その他

自動車運転免許教習事業や北海道における山林事業等で構成されるその他の事業の売上高は9億8千万円となり、セグメント利益(営業利益)は5千4百万円となりました。

財政状態

当第3四半期連結会計期間末における総資産は、前連結会計年度末に比べ10億5千7百万円増加し、1,309億8千万円となりました。

流動資産は、現金及び預金が増加したことにより、前連結会計年度末に比べ15億5千5百万円増加の686億1千8百万円となりました。固定資産は、前連結会計年度末に比べ4億9千8百万円減少し、623億6千1百万円となりました。

負債合計は、前連結会計年度末に比べ3億5百万円増加し、248億4千万円となりました。主な要因は、従業員持株会信託型ESOP導入に伴う長期借入金の増加等によるものです。

純資産合計は、前連結会計年度末に比べ7億5千2百万円増加し、1,061億3千9百万円となりました。主な要因は、親会社株主に帰属する四半期純利益の増加により利益剰余金が増加したこと等によるものです。

(2)事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期連結累計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等は次のとおりです。

(株式会社の支配に関する基本方針)

基本方針の内容及びその取組み(概要)

当社取締役会は、上場会社である当社の株式は、株主、投資家の皆様による自由な取引が認められており、当社の株式に対する大規模買付行為またはこれに類似する行為があった場合においても、一概にこれを否定するものではなく、最終的には株主の皆様の自由な意思により判断されるべきであると考えます。

当社の財務及び事業の方針を決定する者の在り方としては、当社の経営理念、経営方針、企業価値のさまざまな源泉、当社を支えるステークホルダーとの信頼関係などを十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を中長期的に確保、向上させる者でなければならぬと考えております。

従いまして、企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれのある不適切な大規模買付行為またはこれに類似する行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えます。

当社は、当社株式の大規模な買付行為がなされた場合において、これを受け入れるかどうかは、最終的には株主の皆様のご判断に委ねられるべきものであるという考えから、2007年6月26日開催の第78期定時株主総会において、買収防衛策の導入は株主総会の決議で定めることができるとする定款変更を行いました。また、同時に買収防衛策の内容についても株主の皆様にお諮りし、ご承認いただいております。その後、直近では、2018年6月22日開催の第89期定時株主総会で、株主の皆様のご承認を得て買収防衛策(以下「本買収防衛策」といいます。)を継続しております。本買収防衛策におきましては、当社株式に関わる大規模な買付行為の提案がなされた際、当該提案内容が当社の企業価値、株主共同の利益に及ぼす影響などについて株主の皆様が的確に判断できるよう、買付行為の提案者及び当社取締役会の双方から迅速に必要なかつ十分な情報・意見・提案などの提供がなされ、さらにそれらを検討するための必要かつ十分な時間を確保することを目的としたものであります。また、当社取締役会が株主総会を招集し、大規模買付行為に関する株主の皆様のご意思を確認することができることを明記しております。

なお、その概要は次のとおりであります。

議決権割合が20%以上となるような当社株式の大規模買付行為を行おうとする者(当社取締役会が同意したものを除く)に対し、(1)事前に大規模買付者の概要、買付目的、買付価格の根拠及び経営方針などに関する必要かつ十分な情報を当社取締役会に提出すること、(2)当社取締役会による当該大規模買付行為に対する評価期間が経過した後大規模買付行為が開始されるべきであること、とするルールを設定し、このルールが遵守されない場合には、株主利益の保護のため、対抗措置として新株予約権の無償割当を行う可能性があることといたしました。

また、大規模買付ルールが遵守された場合でも、当該大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合には、例外的に、取締役の善管注意義務に基づき、前記の対抗措置をとることもあるとしております。

なお、公正を期するため、大規模買付行為に対して、取締役会が講じる措置の是非を検討し、取締役会に勧告する機関として、当社の社外取締役、社外監査役及び社外有識者による独立委員会を設置しております。

具体的な取組みに対する当社取締役の判断及びその理由

に記載した当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の会社支配に関する基本方針の実現に資する特別な取組みは、当社の企業価値・株主共同の利益を向上させるための具体的方策であり、当社の基本方針に沿うものです。

また、本買収防衛策は、当社取締役会から独立した組織として独立委員会を設置し、対抗措置の発動・不発動の判断の際には取締役会は独立委員会に必ず諮問することとなっていること、本買収防衛策の有効期間は3年であり、その継続については株主の皆様のご承認をいただくこととなっていること等その内容において公正性・客観性が担保される工夫がなされている点において、企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであって、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

買収防衛策に関する指針及び適時開示規則との整合性

本買収防衛策は2005年5月27日に経済産業省及び法務省から公表された「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」（以下、「買収防衛指針」といいます。）に定める三原則、(1)企業価値・株主共同の利益の確保、(2)事前開示・株主意思の原則及び(3)必要性・相当性の原則のすべてを充足しており、買収防衛指針に完全に沿った内容となっております。

また、本買収防衛策は、2008年6月30日に経済産業省が設置する企業価値研究会から公表された「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の内容にも十分配慮したものとなっております。

加えて、本買収防衛策は、株式会社東京証券取引所の定める買収防衛策の導入に係る諸規則の趣旨にも合致するものとなっております。

(3)研究開発活動

当第3四半期連結累計期間における当社グループの研究開発費の総額は、13億4千4百万円であります。なお、当第3四半期連結累計期間において当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

3 【経営上の重要な契約等】

当第3四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	100,000,000
計	100,000,000

【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間 末現在発行数(株) (2020年12月31日)	提出日現在 発行数(株) (2021年2月10日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	30,272,503	30,272,503	東京証券取引所 市場第1部	完全議決権株式であり、権利内容に 何ら限定のない当社における標準と なる株式。 単元株式数は100株であります。
計	30,272,503	30,272,503		

(2) 【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
2020年10月1日～ 2020年12月31日		30,272,503		8,060		7,608

(5) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第3四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(6) 【議決権の状況】

【発行済株式】

2020年12月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 1,153,000		
完全議決権株式(その他)	普通株式 29,109,200	291,092	
単元未満株式	普通株式 10,303		
発行済株式総数	30,272,503		
総株主の議決権		291,092	

(注)「完全議決権株式(その他)」欄には、従業員持株会信託型E S O Pの信託財産として保有する当社株式459,000株(議決権の数4,590個)及び証券保管振替機構名義の株式5,000株(議決権50個)を含めております。

【自己株式等】

2020年12月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数 に対する所有 株式数の割合(%)
(自己保有株式) ニッタ株式会社	大阪市浪速区桜川 4 - 4 - 26	1,153,000		1,153,000	3.80
計		1,153,000		1,153,000	3.80

- (注) 1. 従業員持株会信託型E S O Pの信託財産として保有する当社株式は、上記の自己保有株式には含めておりません。
2. 2020年5月18日開催の取締役会決議に基づく自己株式の取得により、350,000株増加しております。
3. 2020年7月22日に実施した譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分により、33,830株減少しております。

2 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期累計期間における役員の異動はありません。

第4 【経理の状況】

1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号)に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期連結会計期間(2020年10月1日から2020年12月31日まで)及び第3四半期連結累計期間(2020年4月1日から2020年12月31日まで)に係る四半期連結財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】

(1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (2020年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	24,352	29,657
受取手形及び売掛金	20,480	18,623
電子記録債権	6,125	6,105
有価証券	4,500	2,500
たな卸資産	9,550	9,913
その他	2,086	1,848
貸倒引当金	33	30
流動資産合計	67,062	68,618
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	12,744	12,317
機械装置及び運搬具（純額）	6,107	5,624
工具、器具及び備品（純額）	1,036	888
土地	3,002	2,973
建設仮勘定	641	1,073
その他（純額）	1,290	1,150
有形固定資産合計	24,823	24,028
無形固定資産		
	1,359	1,231
投資その他の資産		
投資有価証券	35,014	35,400
長期貸付金	20	17
退職給付に係る資産	621	701
繰延税金資産	285	290
その他	741	695
貸倒引当金	6	5
投資その他の資産合計	36,677	37,101
固定資産合計	62,860	62,361
資産合計	129,922	130,980
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	11,500	11,056
電子記録債務	2,791	2,508
短期借入金	29	98
未払法人税等	375	238
賞与引当金	1,041	800
その他	3,496	3,386
流動負債合計	19,235	18,089
固定負債		
長期借入金	-	1,050
繰延税金負債	620	1,267
退職給付に係る負債	2,717	2,606
その他	1,961	1,827
固定負債合計	5,299	6,751
負債合計	24,535	24,840

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (2020年12月31日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	8,060	8,060
資本剰余金	6,881	7,067
利益剰余金	92,290	93,843
自己株式	2,420	3,251
株主資本合計	104,812	105,719
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	1,985	2,761
為替換算調整勘定	1,773	2,779
退職給付に係る調整累計額	264	253
その他の包括利益累計額合計	52	272
非支配株主持分	627	691
純資産合計	105,387	106,139
負債純資産合計	129,922	130,980

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自2019年4月1日 至2019年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自2020年4月1日 至2020年12月31日)
売上高	63,115	57,003
売上原価	47,657	43,133
売上総利益	15,457	13,870
販売費及び一般管理費	12,688	11,790
営業利益	2,769	2,080
営業外収益		
受取利息	72	67
受取配当金	175	173
業務受託料	135	120
持分法による投資利益	3,035	2,174
その他	115	147
営業外収益合計	3,533	2,682
営業外費用		
支払利息	39	33
業務受託費用	122	112
為替差損	258	228
その他	42	24
営業外費用合計	462	398
経常利益	5,839	4,364
特別利益		
固定資産売却益	0	9
特別利益合計	0	9
特別損失		
固定資産売却損	1	0
固定資産除却損	2	39
投資有価証券評価損	-	14
その他	0	-
特別損失合計	4	54
税金等調整前四半期純利益	5,836	4,319
法人税、住民税及び事業税	785	550
法人税等調整額	140	298
法人税等合計	925	848
四半期純利益	4,911	3,470
非支配株主に帰属する四半期純利益	83	64
親会社株主に帰属する四半期純利益	4,827	3,406

【四半期連結包括利益計算書】

【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年12月31日)
四半期純利益	4,911	3,470
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	431	776
為替換算調整勘定	666	443
退職給付に係る調整額	28	19
持分法適用会社に対する持分相当額	834	572
その他の包括利益合計	1,098	220
四半期包括利益	3,812	3,250
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	3,754	3,187
非支配株主に係る四半期包括利益	58	63

【注記事項】

(継続企業の前提に関する事項)

該当事項はありません。

(四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理)

該当事項はありません。

(追加情報)

(新型コロナウイルス感染症拡大に伴う会計上の見積りについて)

当社グループの主要需要業界である物流業界向けや半導体業界向けの需要は堅調に推移しましたが、自動車業界向けや工作機械業界向けにおいては、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、当初予想時より需要回復の遅れが見られるものの、今後は段階的に感染症拡大の収束及び経済状況の回復がなされるとの仮定に基づき会計上の見積りを実施しております。

なお新型コロナウイルス感染症拡大の影響につきましては不確実性が高い事象であるため、その収束時期によっては、上記の仮定に変化が生じ、将来の財政状態、経営成績及びキャッシュフローの状況に影響を及ぼす可能性があります。

(従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引)

当社は2020年12月4日開催の取締役会の決議に基づき、2020年12月25日より当社グループ従業員持株会(以下、「持株会」とします。)を活用した中長期的な企業価値向上と福利厚生の拡充を目的としたインセンティブ・プランとして「従業員持株会信託型E S O P」(以下、「本制度」とします。)を導入致しました。

(1)取引の概要

本制度は、持株会に加入する全ての当社グループ従業員を対象とするインセンティブ・プランです。本制度では、当社が持株会に加入する従業員のうち、一定の要件を充足する者を受益者とする信託(以下、「持株会信託」とします。)を設定し、持株会信託は今後の一定期間にわたり持株会が取得すると見込まれる数の当社株式を、借入により調達した資金で予め取得します。

その後、持株会信託は持株会が定期的に行う当社株式の取得に際して、当社株式を持株会に売却していきます。持株会に対する当社株式の売却を通じて売却益相当額が累積した場合には、これを残余財産として受益者要件を充足する従業員に対して分配します。

なお、当社は、持株会信託が当社株式を取得するための借入に対して補償を行うため、当社株価の下落により、持株会信託が借入債務を完済できなかった場合には、当社が借入先銀行に対して残存債務を弁済することになります。

(2)信託に残存する自社の株式

信託に残存する自社の株式を、信託における帳簿価額(付随費用の金額を除く。)により、純資産の部に自己株式として計上しております。当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、当第3四半期連結会計期間1,050百万円、459千株であります。

(3)総額法の適用により計上された借入金の帳簿価額

当第3四半期連結会計期間1,050百万円

(四半期連結貸借対照表関係)

四半期連結会計期間末日満期手形等の会計処理については、手形交換日または決済日をもって決済処理をしております。なお、当第3四半期連結会計期間末日が金融機関の休日であったため、次の四半期連結会計期間末日満期手形等が、四半期連結会計期間末残高に含まれております。

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (2020年12月31日)
受取手形	123 百万円	113 百万円
電子記録債権	22	184
支払手形	80	

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第3四半期連結累計期間に係る減価償却費(のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。)及びのれんの償却額は、次のとおりであります。

	前第3四半期連結累計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年12月31日)
減価償却費	2,004 百万円	2,137 百万円
のれんの償却費	103	105

(株主資本等関係)

前第3四半期連結累計期間(自 2019年4月1日 至 2019年12月31日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2019年6月21日 定時株主総会	普通株式	1,024	35	2019年3月31日	2019年6月24日	利益剰余金
2019年11月1日 取締役会	普通株式	1,024	35	2019年9月30日	2019年12月5日	利益剰余金

(注) 1. 2019年6月21日定時株主総会決議による配当金の総額には、信託が保有する自社の株式に対する配当金3百万円が含まれております。

2. 2019年11月1日取締役会決議による配当金の総額には、信託が保有する自社の株式に対する配当金2百万円が含まれております。

2. 基準日が当第3四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

3. 株主資本の著しい変動

当社の連結子会社である韓国ニッタムアー株式会社は、第1四半期連結累計期間において、当社以外の株主から自己株式を取得いたしました。この結果、当第3四半期連結累計期間において、資本剰余金が1,022百万円減少し、当第3四半期連結会計期間末において資本剰余金が6,881百万円となっております。

また、当社は、2019年11月1日開催の取締役会決議に基づき、自己株式133,600株の取得を行いました。これにより、当第3四半期連結累計期間において自己株式が428百万円増加しております。

当第3四半期連結累計期間(自 2020年4月1日 至 2020年12月31日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2020年6月25日 定時株主総会	普通株式	1,014	35	2020年3月31日	2020年6月26日	利益剰余金
2020年11月6日 取締役会	普通株式	859	30	2020年9月30日	2020年12月7日	利益剰余金

2. 基準日が当第3四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

3. 株主資本の著しい変動

当社は、2020年5月18日開催の取締役会決議に基づき、自己株式350,000株の取得を行いました。これにより、当第3四半期連結累計期間において自己株式が721百万円増加しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第3四半期連結累計期間(自 2019年4月1日 至 2019年12月31日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：百万円)

	報告セグメント							その他 (注)1	合計	調整額 (注)2	四半期連 結損益計 算書計上 額 (注)3
	ベルト・ ゴム製品 事業	ホース・ チューブ 製品事業	化工品 事業	その他 産業用 製品 事業	不動産 事業	経営指導 事業	計				
売上高											
外部顧客への 売上高	20,346	22,363	9,872	7,896	655	966	62,101	1,013	63,115		63,115
セグメント間 の内部売上高 又は振替高	22		31	3	78	229	366	51	417	417	
計	20,369	22,363	9,904	7,900	733	1,195	62,467	1,065	63,532	417	63,115
セグメント利益	1,557	1,026	108	81	244	898	3,916	88	4,005	1,235	2,769

- (注) 1. 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、自動車運転免許教習事業、山林事業、畜産事業、業務受託等を含んでおります。
2. セグメント利益の調整額 1,235百万円には、セグメント間取引消去 0百万円、各報告セグメントに反映していない全社費用 1,235百万円が含まれております。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない親会社の総務部門等管理部門に係る費用であります。
3. セグメント利益の合計額は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

当第3四半期連結累計期間(自 2020年4月1日 至 2020年12月31日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：百万円)

	報告セグメント							その他 (注)1	合計	調整額 (注)2	四半期連 結損益計 算書計上 額 (注)3
	ベルト・ ゴム製品 事業	ホース・ チューブ 製品事業	化工品 事業	その他 産業用 製品 事業	不動産 事業	経営指導 事業	計				
売上高											
外部顧客への 売上高	18,556	18,641	9,163	8,024	634	1,003	56,023	980	57,003		57,003
セグメント間 の内部売上高 又は振替高	19		24	0	78	210	333	9	342	342	
計	18,575	18,641	9,188	8,024	712	1,214	56,356	989	57,346	342	57,003
セグメント利益	1,314	437	101	211	236	916	3,217	54	3,271	1,191	2,080

- (注) 1. 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、自動車運転免許教習事業、山林事業、畜産事業、業務受託等を含んでおります。
2. セグメント利益の調整額 1,191百万円には、セグメント間取引消去 0百万円、各報告セグメントに反映していない全社費用 1,191百万円が含まれております。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない親会社の総務部門等管理部門に係る費用であります。
3. セグメント利益の合計額は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

(金融商品関係)

四半期連結財務諸表規則第17条の2の規定に基づき、注記を省略しております。

(有価証券関係)

四半期連結財務諸表規則第17条の2の規定に基づき、注記を省略しております。

(デリバティブ取引関係)

四半期連結財務諸表規則第17条の2の規定に基づき、注記を省略しております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前第3四半期連結累計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年12月31日)
1株当たり四半期純利益	165円42銭	118円67銭
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する四半期純利益(百万円)	4,827	3,406
普通株主に帰属しない金額(百万円)		
普通株式に係る親会社株主に帰属する 四半期純利益(百万円)	4,827	3,406
普通株式の期中平均株式数(千株)	29,183	28,707

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
2. 株主資本において自己株式として計上されている信託に残存する自社の株式は、1株当たり四半期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。1株当たり四半期純利益の算定上、控除した当該自己株式の期中平均株式数は前第3四半期連結累計期間66千株、当第3四半期連結累計期間11千株であります。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2 【その他】

第92期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）の中間配当については、2020年11月6日開催の取締役会において、2020年9月30日の最終の株主名簿に記録された株主または登録株式質権者に対し、次のとおり中間配当を行うことを決議いたしました。

配当金の総額	859百万円
1株当たりの金額	30円00銭
支払請求権の効力発生日及び支払開始日	2020年12月7日

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

2021年2月10日

ニッタ株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	小市裕之	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	中尾志都	印

監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているニッタ株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（2020年10月1日から2020年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（2020年4月1日から2020年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、ニッタ株式会社及び連結子会社の2020年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期連結財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

四半期連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき四半期連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

四半期連結財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した四半期レビューに基づいて、四半期レビュー報告書において独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に従って、四半期レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続を実施する。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認

められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期連結財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、四半期レビュー報告書において四半期連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、四半期連結財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、四半期レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 四半期連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた四半期連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに四半期連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。
- ・ 四半期連結財務諸表に対する結論を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する証拠を入手する。監査人は、四半期連結財務諸表の四半期レビューに関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査人の結論に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した四半期レビューの範囲とその実施時期、四半期レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。